

福政第2056号  
令和5年11月8日

公益財団法人茨城新聞文化福祉事業団  
理事長 小田部 卓 殿

茨城県知事 大井川 和彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第26条の28  
の2第1項に規定する要件を満たしていることを証明します。  
本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

（有効期間）

令和5年11月9日 から 令和10年11月8日 まで